

群馬大学次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラムに関する規程

令和 6. 7. 18 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学（以下「本学」という。）において、博士後期課程及び博士課程に在籍する学生（研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）（以下「博士後期課程学生」という。）を対象として実施する次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラム（以下「本プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(本プログラムの目的)

第2条 本プログラムは、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優れた博士後期課程学生に対して、生活費相当額程度の処遇を確保するための経費（以下「研究奨励費」という。）及び研究費（以下「研究奨励費等」という。）を支給するとともに、当該博士後期課程学生が主体的に既存の枠組みを越えて自由で挑戦的・融合的な研究を行い得る環境整備、キャリアパスの形成に向けた人材育成プログラムの提供等の支援を行うことにより、優秀な博士人材が多様なキャリアで活躍できるよう導くことを目的とする。

(事業統括)

第3条 大学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）に本プログラムの運営責任者として、事業統括を置く。

2 事業統括は、本プログラムにおける研究奨励費等の支給を受ける者（以下「プログラム生」という。）の選抜その他本プログラムの運営について統括する。

3 事業統括は、機構長をもって充てる。

(博士人財支援室)

第4条 機構に、本プログラムを円滑に遂行するため、博士人財支援室を置く。

2 博士人財支援室について必要な事項は、別に定める。

(申請)

第5条 本プログラムによる支援を受けることを希望する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を事業統括に提出しなければならない。

(1) 申請書

(2) その他事業統括が必要と認める書類

(プログラム生の選考)

第6条 事業統括は、前条に基づき申請を行った者について選考を行い、プログラム生を決定する。

2 プログラム生の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(受入学生の要件等)

第7条 本プログラムに受け入れることができる博士後期課程学生は、各年度の4月1日において本学に在学している者とし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されている者

(2) 外国人留学生で国費外国人留学生制度による支援を受けている者

- (3) 外国人留学生で母国政府からの奨学金等の支援を受けている者
- (4) 所属する企業等から生活費相当額として十分な水準（年間 240 万円以上）の給与、役員報酬等の安定的な収入を得ている者
- (5) 休学者
- (6) 標準修業年限を超えて在学している者（長期履修学生を含む。ただし、休学期間がある場合で、在学期間から当該休学期間を除いた年数が標準修業年限に達しない者は除く。）
- (7) 群馬大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 56 条に定める懲戒を受けたことがある者

（研究奨励費及び研究費）

第 8 条 プログラム生への研究奨励費等の支給額は次の各号のとおりとする。

- (1) 研究奨励費の額は、月額 16 万 5,000 円とする。
- (2) 研究費の額は、当該年度における予算等の状況を勘案して、事業統括が決定する。
- (3) プログラム生一人当たりの研究奨励費等の支給額は、290 万円／年を上限（本学からの追加支出は除く。）とし、220 万円／年を下回らないものとする。
- 2 支給期間は、本プログラムによる支援が決定された年度の 4 月又は 10 月から大学院学則に規定する標準修業年限以内とする。
- 3 研究奨励費は、毎月 20 日に支給する。ただし、本プログラムによる支援が決定された日が属する月以前の月の分は、当該日の翌月の 20 日に支給することができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、20 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日に支給するものとする。
- 5 研究費は、年 1 回支給する。
- 6 プログラム生が本プログラムによる支援の取消しの決定を受けた場合は、取消日以降、研究費を使用することはできない。

（キャリア開発・教育コンテンツ費及び大学事務費）

第 9 条 事業統括は、キャリア開発・育成コンテンツの実施のため、キャリア開発・教育コンテンツ費を管理、執行するものとする。

- 2 事業統括は、本事業のために用いる経費であって、研究奨励費、研究費又はキャリア開発・育成コンテンツ費の何れにも該当しないものを大学事務費として管理、執行するものとする。

（遵守事項）

第 10 条 プログラム生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究活動に専念すること。
- (2) 本学が実施する研究倫理教育及び資金適正執行教育を受講すること。
- (3) 公的資金の適切な運営・管理に関する誓約書を提出すること。
- (4) 毎月、在籍の確認を受けること。

- (5) 事業統括が求めた場合には、研究の進捗状況及び研究費の使用状況等について必要な報告をすること。
 - (6) 支援期間を通じて、本プログラムの教育プログラムを履修すること。
 - (7) プログラム生は、本プログラムの研究奨励費のほかに、本学又は企業等から、生活費相当額として十分な水準（240 万円/年以上）の給与、役員報酬等の安定的な収入を得てはならない。
 - (8) プログラム生は、第 7 条に関わらず本事業採用以降に博士課程教育リーディングプログラムの経済的支援を得てはならない。
 - (9) プログラム生は、国立研究開発法人科学技術振興機構からの協力要請に基づく次の事項について協力しなければならない。
 - ア 博士後期課程学生交流会への参加
 - イ 国立研究開発法人科学技術振興機構によるモニタリング調査への協力
 - ウ 博士後期課程修了後の追跡調査への協力
 - エ その他国立研究開発法人科学技術振興機構から求められた事項への協力
- （研究活動に関する研究不正の防止、研究費不正の防止）

第 11 条 本学は、以下の規程等に則り、研究不正及び研究費不正の防止に努め、研究不正及び研究費不正の疑義が生じた場合は、必要な措置を講ずる。

- (1) 国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程
 - (2) 国立大学法人群馬大学資金適正執行規程
 - (3) 国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する計画
 - (4) 国立大学法人群馬大学公的資金不正使用防止計画
- （採用の中止、取消し、支給停止、中断及び延長）

第 12 条 事業統括は、プログラム生が次の各号のいずれかに該当する場合には、プログラム生の採用を中止する又は取り消すとともに、研究奨励費等の支給を停止する又は支給済みの研究奨励費等の返還を請求する。ただし、留学、出産・育児等ライフイベントについては、個別の事情に応じ、原則として 2 年間まで支給期間の中断・延長等を行うことができる。

- (1) 本学の博士課程を修了し、学位を取得した場合
- (2) 本プログラム採用後に、国費外国人留学生制度による奨学金、独立行政法人日本学術振興会のプログラム生に対する研究奨励金又は外国政府から支給される奨学金等を受給することとなった場合
- (3) 本プログラム採用後に、支給される研究奨励費を除き年間 240 万円を超える収入を得ることとなった場合
- (4) 休学若しくは退学し、又は除籍となった場合
- (5) 懲戒処分を受けた場合
- (6) 本人から辞退の申し出があった場合
- (7) 第 10 条各号に掲げる遵守事項に違反した場合
- (8) 学業成績又は素行が不良である場合
- (9) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないと判断された場合

- (10) 採用後の諸手続きにおける書類が期限内に提出されなかった場合
- (11) 採用後の諸手続きにおける書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (12) 研究上の不正行為を行った場合
- (13) 研究費の不正使用を行った場合
- (14) その他事業統括が取り消すべき事由があると判断した場合

(知的財産権の扱い)

第 13 条 本プログラムでの研究実施に伴い発生する知的財産権は、以下に則り扱うものとし、原則として本学に帰属する。

- (1) 群馬大学知的財産ポリシー
- (2) 群馬大学職務発明等規則
- (3) 教職員職務発明等に対するインセンティブ研究奨励金配分基準
- (4) 教職員等の職務発明等に対する補償金の請求手続及び支払方法に関する要領
- (5) 成果有体物取扱要項

(プログラム生の公表)

第 14 条 プログラム生が在籍する研究科、学年、氏名は、本プログラムの透明性確保の観点から、原則として本学のウェブサイトにて公表する。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、機構長が行う。

(事務)

第 16 条 本プログラムに関する事務は、関係各課の協力を得て、学務部及び研究推進部が行う。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、本プログラムに関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 7 月 18 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日にプログラム生となる者から適用する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までにグンマ創発的博士人材インダクションプログラムに関する取扱要項（令和 4 年 1 月 4 日制定）のプログラム生となった者については、令和 6 年 4 月 1 日より本プログラムのプログラム生となるものとする。